

茨城県「まん延防止等重点措置」区域適用に伴う講習等開催予定について 一部の技能講習・特別教育等で開催中止となる場合があります。

1月27日より、茨城県に対して「まん延防止等重点措置」区域適用が決定されました。

茨城労働基準協会連合会及び各地区労働基準協会の技能講習・特別教育等については、**原則として計画どおりの開催を予定しております。**

しかしながら、講習内容や講習会場の状況により、一部の技能講習等につきまして、開催が困難となる場合があります。

開催を延期又は中止する講習等は、ホームページに掲載をさせていただきますが、感染拡大状況により急遽中止となる場合がありますので、詳細につきましては、それぞれの受講申込受付窓口にお問い合わせ下さい。

なお、すでにお申込みをいただいた講習等を中止せざるを得ない場合は、個別にご連絡を差し上げております。

講習を予定されている皆様には大変なご迷惑とご不便をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

加えまして、開催いたします講習等につきまして、改めて以下の感染防止対策へのご協力をお願い申し上げます。

1 県境を越える不要不急の移動自粛が要請されています。**茨城県外からの受講につきましては、受講時期の見直しなどをご検討いただけますようお願いいたします。**

2 **受講定員を会場定員の半数としております。**そのため、受講申込にお応えできない場合がありますのでご了承下さい。

3 三密回避のため、一部の講習会場では複数会場での同時中継による受講となる場合があります。

4 **発熱等風邪症状がある場合、濃厚接触の疑いがある場合等は受講をお断りしています。**

5 **受講後に新型コロナ陽性が判明した場合は、保健当局に受講者の氏名・連絡先等の情報提供をさせていただく場合があります。**あらかじめご了承下さい。

また、受講生に陽性が確認されたことを公開するとともに、同一講習を受講した他の受講生にお知らせすることがあります。(陽性者の氏名等個人情報には公開しません。)

6 受講にあたっては、マスクの着用、検温・手指消毒の実施など感染防止対策へのご協力をお願いします。(詳細については講習の都度お伝えしています。)

令和4年1月27日

詳細につきましては、連合会事務局又は各地区労働基準協会事務局にお問い合わせ下さい。